

令和8年度文化芸術活性化パートナーシップ事業 パートナー団体募集要項

京都市内の文化会館5館とともに、地域の文化芸術振興の更なる活性化を目的とした事業活動を実施する団体（パートナー団体）を募集します。

- 募集対象：京都市内に住所又は活動拠点がある文化芸術団体（音楽、舞踊、演劇）
- 事業期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの1年間
- 事業内容：拠点となる京都市文化会館のパートナー団体として、1年間を通して地域の文化芸術振興を目的とした文化芸術活動に取り組んでいただきます。

（1）文化芸術活動：活動拠点となる文化会館と協働して、無料公演及び教育プログラム等を実施

無 料 公 演	・ 地域の幅広い世代を対象とした舞台芸術公演 ・ 入場無料で実施すること	年1回以上 （必須）
教育プログラム	・ 地域の18歳未満の子どもたちを対象とした体験会やワークショップ、ミニコンサートなど ・ 入場（参加）無料で実施すること	年1回以上 （必須）
おとなプログラム	・ 地域の18歳以上を対象とした体験会やワークショップ、ミニコンサートなど ・ 入場（参加）無料で実施すること	任意

※上記文化芸術活動の実施に係る施設利用料金及び付属設備利用料金は、全て文化会館が負担します。

（2）活 動 支 援：文化会館のホール又は創造活動室を練習で利用する場合の利用料金を割引

利用施設・設備	パートナー団体の負担	
ホ ー ル	施設利用料金	付属設備利用料金
創造活動室	通常利用料金の20%	な し

※文化会館の負担額には、予算上の制約があります。詳細はお問い合わせください。

（3）その他の支援：文化会館のホームページを用いた情報発信や地域での活動機会の創出など

＜応募受付期間＞

令和7年10月1日（水）～10月31日（金）午後5時【必着】

※申請書類は、活動を希望する会館へ直接持参又は郵送でご提出ください。（メール・FAX 不可）

■応募を検討される団体を対象に相談会を実施します。（要予約）

日 時：令和7年10月13日（月・祝）13：30～16：30 ※16：30 までの30分単位での予約制となります。

会 場：京都市北文化会館 第1会議室（京都市北区小山上総町49番地の2 キタオオジタウン内）

申込先：公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 文化会館部文化会館管理課（京都市北文化会館内）

（担当：荒谷、野口）電話：075-493-0567／メール：bk-kanri@kyoto-ongeibun.jp

※メールでお申し込みの際は、氏名、電話番号、希望時刻、参加予定人数を明記してください。

詳細は、次ページ以降の各項目をご確認ください。

目 次

1	事業の目的と概要	3
2	募集の対象	3
3	事業の内容	4
4	事業期間（活動期間）	5
5	費用負担	5
6	活動時の留意点	7
7	応募書類及び提出方法	8
8	審査・選考	9
9	資格の取消及び利用の制限について	10
10	応募から活動開始までの流れ	10
11	対象となる文化会館の所在地及び施設概要	11
12	応募相談会	12
13	問合せ先	12

1 事業の目的と概要

「文化芸術活性化パートナーシップ事業」は、京都市文化会館（東部文化会館、呉竹文化センター、西文化会館ウエスティ、北文化会館、右京ふれあい文化会館）が、それぞれの地域の文化芸術の拠点となり、市民の皆様の文化芸術活動への参画を促進することを目的として実施している事業です。

本事業では、地域の文化芸術振興を担っていただける文化芸術団体を各文化会館の「パートナー団体」として選定し、文化会館を拠点として活動を行うとともに、その活動の成果を地域の皆様に披露するための「無料公演」や未来を担う子どもたちを対象とした「教育プログラム」を実施していただきます。

また、文化会館はパートナー団体に対し、文化会館を利用する際の施設利用料金の一部負担や、「無料公演」、「教育プログラム」及び「おとなプログラム」を実施する際の費用の一部負担するほか、団体の活動情報の発信、その他地域での活動機会のコーディネート等の活動支援を行います。

京都市文化会館は、本事業を通じてパートナー団体の活発な活動を促すとともに、パートナー団体と協働して地域の文化芸術振興を推進します。

令和8年度の1年間、京都市文化会館を拠点にパートナー団体として活動することを希望される団体は、本募集要項の記載事項をよく確認のうえ、ご応募ください。

2 募集の対象

- (1) 音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術に関わる活動を行っている文化芸術団体

プロ・アマチュアは問いません。

＜対象となる活動分野の参考＞

活動分野	活 動 内 容（参 考）
音 楽	邦楽、クラシック、吹奏楽、声楽等
舞 踊	邦舞、洋舞（バレエ、ダンス等）、パフォーマンスアート等
演 劇	現代演劇、ミュージカル、児童劇、人形劇、朗読劇等

- (2) 京都市内に住所又は現在の活動拠点がある団体

- (3) 事業期間を通して練習や稽古のために文化会館を利用していただける団体

- (4) 活動資金の会計処理が適切に行われている団体

※ただし、次のいずれかに該当する団体は、応募いただけません。

- ・宗教活動又は政治活動を主な目的とする団体又はその下部組織にあたる団体
- ・暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体及び公序良俗に反する団体
- ・国、地方公共団体、独立行政法人、外国政府が基本金その他これに準じるものを出資している団体又はそれらの外郭団体
- ・令和8年4月1日時点で他の自治体や団体が実施する同様の活動支援を受けている団体

- ・法人格を有さない任意団体でも申し込むことができます。なお、個人での申し込みはできません。
- ・団体の代表者は、20歳以上である必要があります。
- ・複数団体が合同で申し込む場合は、新しい団体名称で申し込みをしてください。（連名は不可）
- ・1団体で複数の会館に申し込むことはできません。

3 事業の内容

■文化芸術活動の実施について

パートナー団体には、拠点となる京都市文化会館と協働し、1年間を通して地域の文化芸術振興を目的とした以下の文化芸術活動に取り組んでいただきます。

活動名称	活 動 内 容	要 件
無 料 公 演	・活動拠点となる文化会館で実施する文化芸術公演 ・地域の皆様に魅力ある文化芸術公演の鑑賞機会を提供 ・幅広い世代の方々を対象とした公演として実施 ・多くの方々が参加しやすいよう入場無料で実施	年1回以上 (必須)
教育プログラム	・地域の18歳未満の子どもたちを対象とした事業 ・活動拠点となる文化会館又は他施設でも実施可能 ・ミニコンサート、ワークショップ、講習会等の各種形式で実施可能 ・多くの方々が参加しやすいよう参加無料で実施	年1回以上 (必須)
おとなプログラム	・地域の18歳以上の大人を対象とした事業 ・活動拠点となる文化会館（創造活動室）又は他施設でも実施可能 ・ミニコンサートやワークショップ、講習会等の各種形式で実施可能 ・多くの方々が参加しやすいよう参加無料で実施	任 意
そ の 他	・文化会館が実施する自主文化事業への積極的な参画 ・文化会館が実施する地域の文化芸術振興のための取組への積極的な参画 ・文化会館が実施するアウトリーチ事業への参画	任 意

■パートナー団体への活動支援について

(1) 文化会館のホール又は創造活動室を練習等の活動のために利用する場合、通常利用料金の20%の料金で利用できます（詳細は「5 費用負担」の項を参照）。

※利用月の3か月前の月初時点で利用予約のない日、区分に限る。

(2) 練習等の活動のために利用する場合の付属設備（ピアノ、椅子、譜面台、長机など）の利用料金は、文化会館が全額負担します（詳細は「5 費用負担」の項を参照）。

(3) パートナー団体の活動に関する情報発信を支援します（文化会館のホームページ等での情報発信や関連施設へのチラシ配架等）。

(4) 地域での活動機会（アウトリーチ活動等）をコーディネートします。

(5) 公演制作や舞台演出、印刷物制作等の補助やアドバイスをを行います。

4 事業期間（活動期間）

■事業期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの1年間

■利用不可日：休館日（毎週火曜日（休日の場合はその後最初の平日）及び12月28日から1月4日まで）

その他施設・設備の保守点検等のためホール、創造活動室が利用できない日

スポーツ利用期間中のホール（京都市北文化会館のみ）

■文化会館のホール又は創造活動室を利用できる時間帯

午 前 区 分	午 後 区 分	夜 間 区 分
午前9時から正午	午後1時から午後5時	午後6時から午後9時30分

※区分間の時間帯は、その前後の区分を連続で使用する場合のみ利用できます。

※上記時間外の利用及び利用時間の延長はできません。

5 費用負担

（1）練習利用時の費用負担

文化会館のホール、創造活動室の練習利用において、通常の施設利用料金の20%の負担で利用ができます。その際の付属設備利用料金については、会館が全額負担します。（ただし、本事業の予算の都合により、利用可能回数には上限があります。）

＜練習利用に係る施設利用料金の費用負担＞

区 分	適 用	費用負担
パートナー団体	ホール、創造活動室の施設利用料金	利用料金の20%
	ホール、創造活動室と併せて利用するリハーサル室、会議室、和室、保育・休養室の施設利用料金及び付属設備利用料金	全 額
文 化 会 館	ホール、創造活動室の施設利用料金	利用料金の80%
	ホール、創造活動室の付属設備（ピアノ、譜面台、いす、指揮者台、長机等）利用料金	全 額

（2）「無料公演」、「教育プログラム」及び「おとなプログラム」の実施に係る費用負担

活動拠点の文化会館で実施する「無料公演」、「教育プログラム」及び「おとなプログラム」の実施に係る費用負担は次のページのとおりです。

<公演実施に係る経費の費用負担>

区 分	適用・経費負担内訳等
パートナー団体	① 舞台増員人件費 装置（具体例：ひな壇組み、舞台転換等） 音響（具体例：3ch 以上のマイク使用、録音等） 照明（演出照明やピンスポットライトの使用等） ※ホールでの公演には、舞台、音響、照明のオペレーター各 1 名が就きます。 ② ピアノ 調律料 ③ 楽譜レンタル料、楽譜印刷費 ④ 楽器運搬費 ⑤ 指揮者、指導者、客演等への謝礼や出演料 ⑥ ダイレクトメールの発送等に係る郵送料 ⑦ デザイン費、広告費（印刷物デザインや各種媒体への掲載費用等）
文化会館（注）	① ホール、創造活動室の施設利用料金及び付属設備利用料金の全額 ② 公演の際に必要な控室等の利用施設として、リハーサル室（京都市東部文化会館を除く）、会議室、和室、保育・休養室を利用する場合の施設利用料金及び付属設備利用料金の全額 ③ 宣伝用チラシ、配布用プログラムの印刷経費 （目安：チラシ 5,000 枚程度、2 つ折り両面印刷のプログラム 600 枚程度） ④ その他、必要となる著作権使用料やイベント保険加入料等 ※本事業の予算の都合により、①～④の予算には上限があります。

（注）・有料公演を実施する場合は、本事業の適用外となるため、全ての経費がパートナー団体の負担となります。

・活動拠点の文化会館以外の施設で公演等を実施する場合は、全ての経費がパートナー団体の負担となります。

6 活動時の留意点 ※よくお読みください。

- (1) 定期的な練習利用はできません。(例：毎週月曜日、毎月第1水曜日など)
- (2) 練習利用の予約・申し込みは、利用日の3か月前の月初から可能です。拠点となる文化会館の施設の空き状況を確認のうえ、申し込みを行ってください。
- ※施設の空き状況は、文化会館のホームページ等で確認してください。
- ※4か月より前に申し込むことも可能ですが、その場合の施設利用料金及び付属設備利用料金は全て団体負担となります。

- (3) 原則、練習等の活動は活動拠点の文化会館のホールを利用していただきますが、ホールの利用希望日に空きがなく、創造活動室が空いている場合は、創造活動室を利用できます。

活動拠点の会館のホール、創造活動室の両施設に空きがない場合は、活動拠点以外の4会館の施設を代替利用することができます。

＜会館の施設利用における優先順位＞

優先順位	利用できる施設
1	活動拠点の文化会館のホール
2	活動拠点の文化会館の創造活動室
3	他の文化会館のホール
4	他の文化会館の創造活動室

※他の文化会館を利用する場合の調整は、活動拠点の文化会館を通して行います。

団体から活動拠点以外に直接申し込むことはできません。

- (4) 練習利用時は、文化会館の舞台技術スタッフは立ち会いません。音響反射板等の舞台機構や舞台演出照明設備、舞台音響設備は、技術スタッフの立会いや操作が必要なため、練習利用の際は利用できません。
- 公演のためのリハーサル等で技術スタッフの立ち会いや操作が必要となる場合については、事前に会館にご相談ください。

- (5) 文化会館では楽器や道具、機材等の物品の預かり、保管はいたしません。

- (6) 一部の会館では、利用時に利用できる無料の駐車スペースがあります。

ただし、台数に限りがありますので、利用を希望する場合は、必ず利用する文化会館に確認してください。

- (7) 文化会館が実施する文化事業や地域での取組みに対して積極的にご協力ください。

- (8) 事業活動終了後には所定の「事業活動報告書」を文化会館に提出していただきます。

- (9) 本事業の活動内容について疑義が生じた場合は、速やかに文化会館の事業担当者と協議し、その解消に努めてください。

7 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類

提出書類	部数・注意事項
① パートナー団体応募申込書	【提出部数】 各 1 部 ※会館窓口で入手又はホームページからダウンロード ※A 4 サイズ・片面・白の用紙に黒文字で印刷、提出してください。 ※手書きも可
② 事業活動提案書	
③ 構成員名簿	
④ 映像資料 直近の活動状況を撮影した動画媒体 (例) 公演や練習風景を収録したもの、 団体の主な活動状況がわかるもの	【提出部数】 5 分までの動画データを最大 2 点まで ※演奏、演技、実演状況が音声付きで収録されているものに限ります。 ※提出媒体は、DVD 又は USB メモリーに限ります。 ※データ形式は、汎用性の高いものとしてください。
⑤ 団体の活動実績資料 直近の活動実績がわかる資料 (例) 公演チラシ、プログラム、写真、 掲載媒体の写し等	【提出部数】 各 1 部 ※公演チラシやプログラムは、直近 3 年以内に実施したものとします。 ※書類は簡潔にまとめてください。 ※写真は、A 4 サイズの紙にカラー出力したものとしてください。(枚数は 5 枚以内)

※応募書類は、会館窓口で入手又は会館ホームページからダウンロードしてください。

※提出された資料は返却しませんので、あらかじめ控えを取ってください。

また、記入漏れなど書類に不備がある場合は適正に審査することができませんので、提出前には必ず内容に誤りがないかご確認ください。

※鉛筆や消せるボールペン等消去できる筆記用具での記入は認めません。

※提出後、必要に応じて補足資料や追加資料の提出などを依頼する場合があります。

(2) 募集期間

令和 7 年 1 0 月 1 日 (水) ～ 1 0 月 3 1 日 (金) 午後 5 時【必着】

※受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までです。休館日 (10 月 7 日、14 日、21 日、28 日の火曜日) は受付いたしません。

(3) 提出方法

応募書類一式 (申込書類及び資料) を角形 2 号封筒に入れ、**10 月 31 日 (金) 午後 5 時までに活動を希望される文化会館へ**直接持参又は郵送 (必着) により提出してください。

※電子メールやファックス、その他の提出方法では受付いたしません。

※郵送の場合の誤配、遅配等により募集期間内に応募書類が到達しなかった場合についても、申請受理できません。配送記録の残る配送方法、又は直接持参による提出をお勧めします。

8 審査・選考

(1) パートナー団体の決定方法

本要項に記載する要件について、当財団事務局にて適合の有無を確認後、財団内外の委員によって構成したパートナー団体選考委員会で審査・選考を行い、各会館につき、評価の高い上位の団体を各文化会館のパートナー団体として決定します。

(2) 審査・選考方法について

パートナー団体選考委員会では、次の方法により審査・選考を行います。

■第一次選考：令和7年11月下旬に実施 → 1会館につき数団体を選定

■第二次選考：令和8年1月18日（日）に実施 → 1会館につき1団体までを内定

審査・選考方法	選考の基準
第一次選考 書類・資料審査	① パートナー団体として適正な技術を有しているか ② 地域における活動に積極的であるか ③ パートナー団体としての活動に期待できるか ④ 文化会館の利用が多く見込めるか
第二次選考 団体構成員によるプレゼンテーション 及び質疑応答審査	① 団体の技術、資質及び特徴（活動ビジョンや将来性） ② 事業企画の実現性（企画の具体性と実現性） ③ 事業の効果性（会館活用計画や会館特性の理解度） ④ 地域への貢献度（地域住民へのアプローチ方法）

※第二次選考には、第一次選考通過団体の代表者又は構成員の出席が必要となります。

(3) 結果の通知及び内定について

【第一次選考結果通知】令和7年12月上旬を予定

応募された全ての団体に第一次選考の結果を通知するとともに、第一次選考通過団体には、第二次選考（プレゼンテーション及び質疑応答審査）の詳細を通知します。（12月上旬を予定）

【第二次選考結果通知】令和8年2月上旬を予定

プレゼンテーション及び質疑応答審査に参加された全ての団体にその結果を通知します。

パートナー団体に選定された団体においては、その合格通知をもって内定通知とします。

(4) パートナー団体の決定について

第二次選考結果の通知後、内定団体を対象とした事業説明会を実施します。この説明会への出席をもって正式決定となり、令和8年度の文化会館の本事業に係る利用申込み等が可能となります。

決定した団体の名称や経歴等は、令和8年4月1日付で各文化会館のホームページ等で公表します。

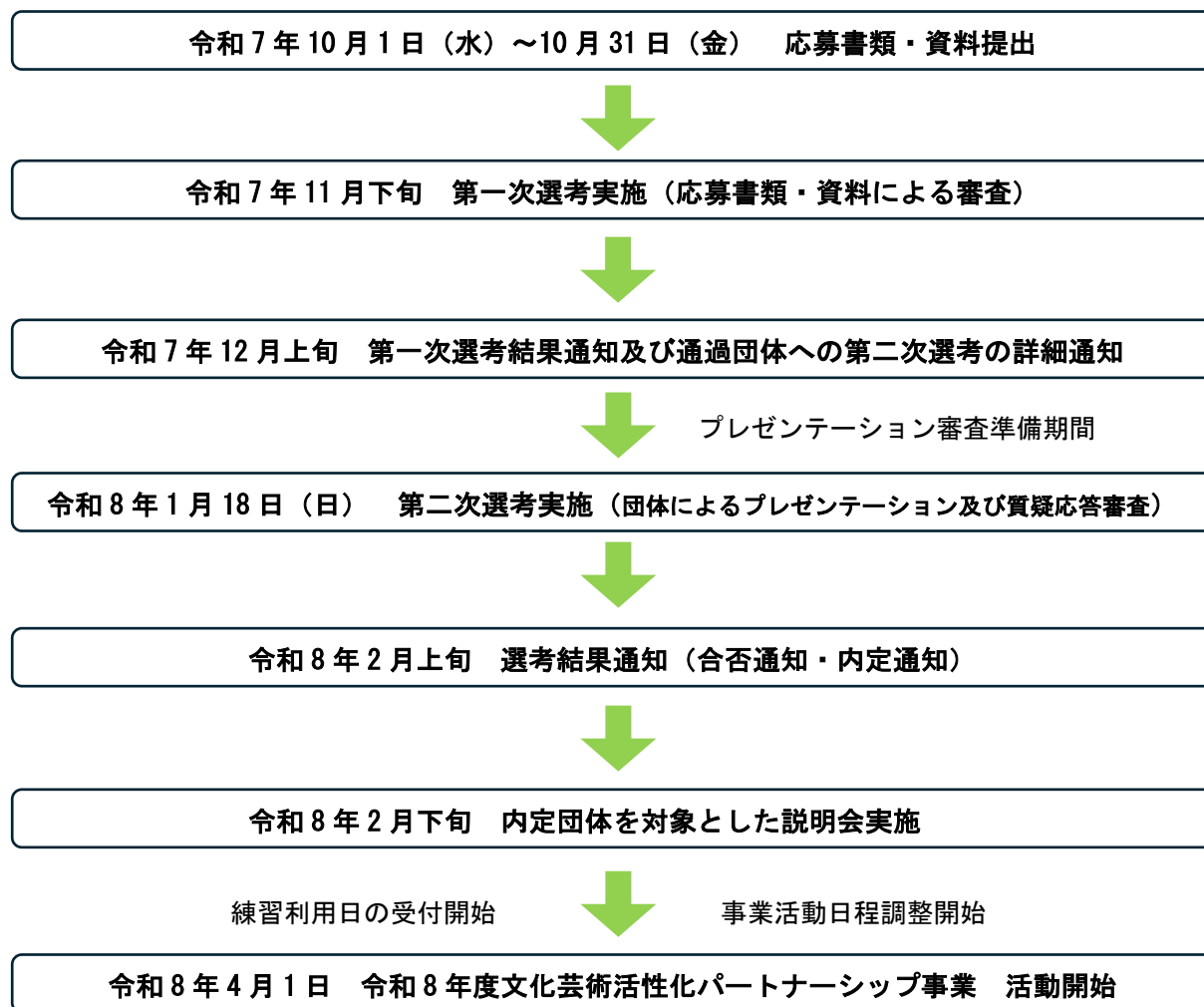
9 資格の取消及び利用の制限について

パートナー団体が、次のいずれかに該当すると認められるときは、パートナー団体としての資格の取消又は利用の制限を行うことがあります。

- (1) 所定の文化芸術活動（無料公演・教育プログラム）を実施しないとき
※天災や社会情勢等により、所定の文化芸術活動を行うことが困難であると判断される場合については資格の取消は行いません。
- (2) 応募時に提出した書類や資料等に虚偽があったと認められるとき
- (3) 本制度の趣旨に反すると認められる行為があったとき
- (4) 文化会館の利用に関する規則等に反したとき
- (5) 文化会館のパートナー団体として不適切な言動や行為を行ったと判断されたとき

資格を取り消したときは、それまでに文化会館がパートナー団体の活動支援に要した全ての経費の返還を求めるとともに、その後の利用についても一定の制限を行います。

10 応募から活動開始までの流れ



11 対象となる京都市文化会館の所在地及び施設概要

(1) 京都市東部文化会館

〒607-8169 京都市山科区柳辻西浦町1番地の8
 電話：075-502-1012
 舞台：間口15m×奥行11.5m×高さ7m
 客席定員：550席（固定席498席・補助席52席）
 アクセス：市営地下鉄東西線「柳辻駅」下車（1番出口より徒歩7分）
 ※有料駐車場あり



(2) 京都市呉竹文化センター

〒612-8085 京都市伏見区京町南七丁目35番地の1
 電話：075-603-2463
 舞台：間口15m×奥行11m×高さ7m
 客席定員：600席
 アクセス：京阪電車京阪本線「丹波橋駅」西口前
 近鉄電車京都線「近鉄丹波橋駅」西口前
 ※駐車場なし



(3) 京都市西文化会館ウエスティ

〒615-8225 京都市西京区上桂森下町31番地の1
 電話：075-394-2005
 舞台：間口14m×奥行11m×高さ7m
 客席定員：448席
 アクセス：阪急電車嵐山線「上桂駅」下車（徒歩15分）
 ※有料駐車場あり



(4) 京都市北文化会館

〒603-8142 京都市北区小山上総町49番地の2
 （キタオオジタウン内）
 電話：075-493-0567
 舞台：間口18m×奥行12m×高さ8m
 客席定員：405席（車椅子用席を含む。）
 アクセス：市営地下鉄烏丸線「北大路駅」下車（1番出入口）
 ※駐車場なし



(5) 京都市右京ふれあい文化会館

〒616-8065 京都市右京区太秦安井西裏町11番地の6
 電話：075-822-3349
 舞台：間口15m×奥行11m×高さ7.5m
 客席定員：452席（固定席448席・車いすスペース4席）
 アクセス：JR山陰本線嵯峨野線「花園駅」下車（300m）
 市営地下鉄東西線「太秦天神川駅」下車（1番出口から800m）
 ※有料駐車場あり



12 応募相談会

本事業への応募を検討されている団体を対象とした相談会を下記のとおり実施します。

本事業の内容詳細や応募方法等について、不明な点や確認したい点がある団体の皆様は、是非ご活用ください。※事前申込制となります。下記日時の時間枠①から⑥の内、希望時間帯をご連絡ください。

- 日 時：令和7年10月13日（月・祝）午後1時30分から午後4時30分 ※各30分枠での予約制
①13:30～14:00、②14:00～14:30、③14:30～15:00、④15:00～15:30、⑤15:30～16:00、
⑥16:00～16:30

- 会 場：京都市北文化会館 第1会議室
京都市北区小山北上総町49番地の2 キタオオジタウン内

- 申込先：公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都市北文化会館内）
文化会館部文化会館管理課（担当：荒谷、野口）
電話：075-493-0567 メール：bk-kanri@kyoto-ongeibun.jp

※申し込みの際は、団体名、担当者名、連絡先、参加予定者数、希望する時間枠（2候補）をお知らせください。後日、調整のうえ、開始時刻をお知らせします。

- 持ち物：本募集要項、応募書類様式、団体の活動内容がわかる資料等

13 お問い合わせ先

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都市北文化会館）
文化会館部文化会館管理課（担当：荒谷、野口）
住所：京都市北区小山北上総町49番地の2 キタオオジタウン内
電話：075-493-0567 メール：bk-kanri@kyoto-ongeibun.jp